

★20240123 審査会へ 田中説明 (2024年1月17日提出)



●はじめに

1、審査に当たり「事実認定の手順」を明確にするよう求める。録音データ（一部を切り取ることなく提出を）や、第三者の証言、聞き取りなどの必要性。

2、審査委員の「第三者性」を図るよう求める。とくに今回は、審査請求議員9人のうち8人が審査委員という偏った構成であり、パワハラ対象の事務局員が審査委員会の事務局を務める。「識見を有する者」（条例6条4項）も選定されていない。

●審査請求書について

・別紙1

1～3 行目「田中議員は…自らの主張に不都合な法や…遵守しないよう…要求し…強要又はパワー・ハラスメントを行った疑い」とあるが、法を守らないよう田中が求めたことはない。法や会議規則に反した動議や議事運営を以て、議員提案や発言を封じることのないよう求めている。議会を町民に近づける様々な改善提案は強要ではない。

参考1 町議会としての対応

1、「令和2年11月10日 議長室、…田中議員は議会事務局職員に謝罪した」（※別紙2の3Pにも）について。

言葉遣いできつい点があったことを謝った。「内容については別問題ですよ」と述べた。

2、「令和2年12月9日 議会運営委員会…委員会冒頭に…『確認があった』（※別紙2の5Pにも）について。

実際は、議運委員長が「委員長として確認する」と文章を朗読したもので、委員会全体としての確認、表決等はなかった。委員長は「文章は私が書いたものではない」とした。

3、「令和3年1月21日 議会運営委員会…政治倫理条例に、不当要求及びハラスメントの行為を含む、とする申し合わせ案を可決する」について。

実際は賛否の表決は行われていない。反対があったにも係わらず議長が簡易採決した。

4、「令和3年2月19日 全員協議会…上記3.の申し合わせについて決定…同年5月31日の同

	審査員 (議運)	審査 請求者
梶川三樹夫	⑥議長	
西友幸	④委員長	○
木田圭司	⑥	○
山口晃司	④	○
益田芳子	④	○
力山彰	③	○
橋井肇	②	○
二見伸吾	②	○
西山優	②	○
児玉利典	②	○
田中伸武	新人	
寺尾光司	新人	
狩野雄二	新人	
川上翔一郎	新人	○
齋藤昇	新人	
坂田栄一	新人	
三宅健治	新人	
宮本彰	新人	

委員会において…地方自治法や会議規則に反する運営はなかった、と結論した」について。

全協は怒号の中の決定宣言だった。議運は法令チェックなしの多数決だった。この全協以前は、「不当要求」「ハラスメント」は政倫審条例の適用外である。

・参考2（別紙3） 初当選議員間のLINEやりとりについて。

事務局の意に反して田中らが自主勉強会を開催したことはパワハラに当たらないという書き込み。議員同士の私的通信は事務局員とは無関係。

● 請求議員代表者・二見議員の1月9日審査会説明「12月25日に長時間圧力」などについて
事実誤認と曲解などがあった。

●別紙2

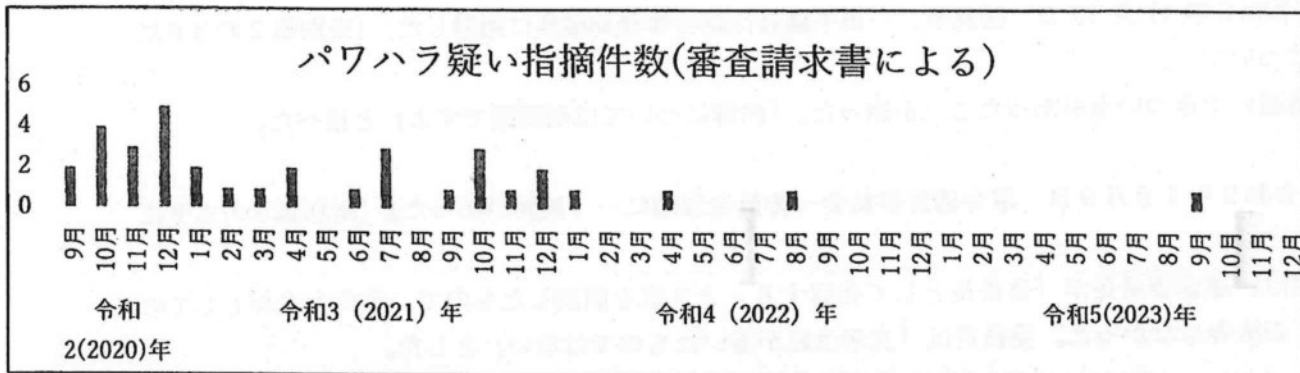
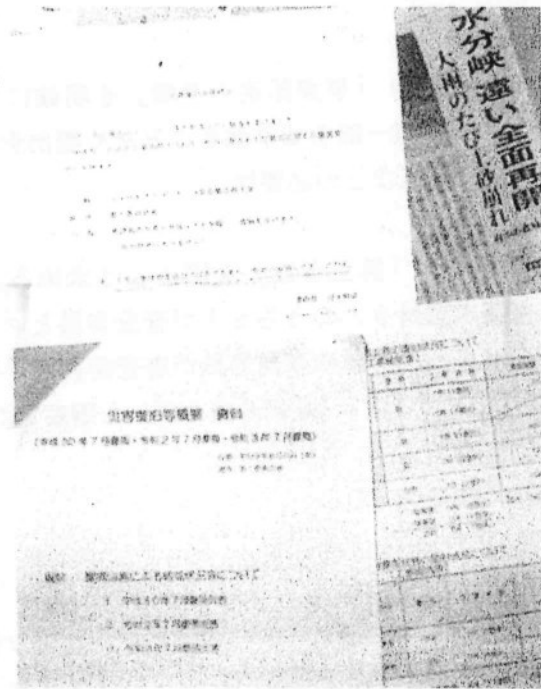
1～14 ページ「概要」について

田中が求める議会運営の透明化や議論の活性化、迅速な議会対応などの提案が、事務局に対する不当要求・過大要求扱いされている。改革・改善の提案は当初無理に見えても議員と職員の論議の中から道が開ける例は多く、そうした職員の力を信じて粘り強く話す田中の提案が「概要」に記されている。議題外しや発言封じなどの議事進行に田中が抗議したり防御したりした様子も記されている。

厳しいやりとりや言葉づかいはあるが、厚労省定義の3要素や具体事例に該当するほどのパワハラ行為はない。

◆これもパワハラなら…

国会事務局長が難色を示したため、田中が自主勉強会として開いた災害説明会の高内文、建設部作成資料など、11議員が出席（2人早退）し、資料は欠席を含め全議員に配布された。



「概要」35項目のほとんどが3～4年前の出来事である。ハラスメント被害は、町の総務課長を窓口とする相談申出ができ、ハラスメント苦情・相談処理委員会（県の人事委員会への申出も可）が対応措置する。それらがされた報告がない。

▼個別「概要」に対する説明は次の通り。

事務局の説明（聞き取り）

田中の主張と説明

1 ページ	①	R2年9月 28日	議長選立候補 制を求める申 し入れ1	・いきなりできる はずだから導入し ると声を荒げて一 方的に要求	→荒げた言動なし。 先進例に基づく提案 は不当要求ではない	・委員会室で新人3人と事務局A、Bの計5人で話し合った。当選したばかりの新人 のところへ現職から派閥めいたグループへの誘いが相次いでいるので、もっと堂々 と議長選びをするため、多くの市町で実施している所信表明会（いわゆる議長立候補 制）ができないか相談した。これまでの慣行なども話題となった。声を荒げた要 求などできない初々しい新人たち。※資料A
	②	R2年9月 29日	議長選立候補 制を求める申 し入れ2	・やる方法を探せ と興奮した様子で 大きな声	→大声なし。法律的 論議	・事務局Aは「臨時議長では新しい制度は決められない。事務提要にある」と強調 したが、休憩を取って任意の所信表明会を開くのは新制度ではなく可能ではなどと 話し合った。Bは「動議が出て所信表明会をやろう、となった時は協力する」と答 え、微妙な違いを感じた。所信表明会が違法だと根拠は示されなかった。
	③	R2年10 月5日	初当選議員研 修会	・何の脈絡もなく 「今夜12時まで議 論するか」など挑 発的な発言 ・今回使用する議 事次第を出せと要 求 ・日本語が分かる 議員がいるとは思 えんなどという発 言	→挑発などはない →不当要求ではない →こんな発言はしな い	・所信表明会は県内の3分の2の議会が実施し全国でも導入が進んでいた。改選後初 議会でも実施した丹波市の例を示すと事務局Aは「丹波のことは今日聞くまで知ら なかった」。事務局も新人も冷静に意見交換し声を荒げることは全くなかった。 ・現職に所信表明会の開催協力を申し入れる文書を渡すため、事務局に配布やメー ル連絡など協力を要請したが事務局Aは拒否。このため新人は6人で手分けして現 職のところへお願いに回った。 ・前日に続き事務局で論議。議事進行の方法なども話し合い、事務局Aも「禁止す る法令項目はない」「新人の相談には応じる」などと話す。田中は「できる可能性 を探る知恵を出してほしい」と要請した。居合わせた山口議員は「議運でこれから もんで全協でやろう。個人的には不要と思うが議会改革の一つ」と。 ・午前中で終了する予定だったが、熱心な議論が続いたため、田中が「弁当を取ろ う」と提案し、午後も延長した。その際「足らなければ徹夜で頑張ろうで」と議員 に呼びかけた。事務局員への挑発でないことは明らか。 ・初臨時会が3日後に迫っている時であり、より分かりやすい研修内容を求めた。 田中以外の議員からも同じ資料を求める声が出た。事務局Aは「他議員との公平性 があるので出せない。口頭で説明する」 ・事務局パワハラには当たらない。仮にこんな発言をしたなら田中の方が日本語が 分かっている馬鹿である。

2 ページ	④	R2年10月7日	初議会前日	・法に抵触する恐れがあることを不当に強要	→違法でないことは確認済み。不当な要求なし	・自治法102条の解釈はそれまで議論し、臨時議長の下でも休憩を取って所信表明会を開いた実例は確認してきた。このため翌日に迫った初議会の中でどう提案するかを事務局と打ち合わせようとした。事務局Aは臨時議長予定者の斉藤議員宅に行き、議事次第書で打ち合わせしていた。これに所信表明案も想定した次第書の内容を求めたが「田中の方で説明してくれ」と事務局Aに求められ、田中が議事次第の想定案を作り、斉藤宅に行き説明した。不法行為ではない。
⑤		R2年10月13日	初当選議員研修2回目	・法律なんか少々破ってもえええなどと主張	・田中提案を封じる事前打ち合わせ	・事務局の求めで田中が議事堂を離れて斉藤宅に行った同日午後6時ごろから現職議員らが議事堂に集まり打ち合わせした。田中提案を上程させない動議などを相談し、事務局Aが助言していた（後に判明）。 ・脱法行為を堂々と主張するはずがない。一般質問を制限する府中独特の申し合わせ（所屬委員会に関する事項は質問しない）に疑問を呈した。「申し合わせは議員の政策的行為であるため事務局に強制力はない」旨の発言はした。実際その4年前、当時の新人議員が申し合わせに反して質問したが、当時の事務局長は「違法でもなく、必要な質問」などと説明した前例があった。事務局Aは「事務局として質問を止める」旨の説明をしたが、法令根拠を何度も質したところ発言を修正した。
3 ページ	⑥	R2年10月16日	傍聴について	突然怒りだし…怒鳴る	・田中の発言を封じようとする事務局	・この日、田中が熱心に質問していたが、事務局Aはそれを批判し封じるためか「田中は意見すぎ。同意する方は挙手を」などと呼びかけた。他の議員にたしなめられて撤回した。
	⑦	R2年11月4日	会議録作成用の録音について	血相が変わり…怒鳴る…興奮した様子	→指摘のような振舞いはない	・所屬する建設委員会以外の委員会に出席する「委員外議員」の扱いについて事務局で話した。府中の委員会条例に委員外議員の傍聴規定がないため、準則や他の多くの議会と同様に議員は当然傍聴が認められる（発言権はない）ことを確認しようとした。府中の場合、一般の傍聴は別室で音声だけを聴く申し合わせになっているため、委員外議員がその扱いになると、予定されていた部課長と議員の「顔合わせ」ができなくなる。「議員特例」でなく、当然の「委員外議員」扱いを確認しようとした。法令論議。議会活性化へ新人の各委員会出席を呼びかけた ・その後、所屬委員会以外の委員会を傍聴する新人議員が続出し、今も続く。以前はなかった勉強熱心な現象となった。
						・議会の議事録は公表まで約3カ月かかるため、その間に議事を確認する手段は録音しかない（2022年春以降の本会議はYouTubeがある）。このため初議会の録音を請求したが「議長の許可が必要」とのこと、事務局Aからその場で益田議長に電話してもらった。調査活動なので議長はすぐ許可を出すと思うが難色を示したため、田中が「申し合わせに係わらず議長権限で許可するよう？」求めた。議長は途中「ちょっと待って」と言いつつ受話器を自店カウンスター？上に置き、そのまま約30分放置した。やがて議長の夫が受話器を取り、放置したことを陳謝したが、議長は電話に出ないままだった。後日、議長は「受話器の調子が悪かった」と釈明した。

⑧	R2年11月10日	田中議員の謝罪		→不当要求ではない	・録音データの開示は後日議運で議論したが「必要はない」の声が多く、非公表のままとなった。YouTube配信が行われている現在、非公表の意味はなくなった。 ・発言の中にきつい言葉使いがあった点は謝罪した。発言の内容（議会改革や透明化の提案）は撤回できないと述べた。改革を前向きに考えようとの呼びかけ。 ・意地悪な言い方はしない。仕事を増やして悪いなという意味か。休む暇がないのはむしろ準備する田中の方であるという認識。事務調査申し出の一つを一般質問とすることは事務局と話し合ってすぐ了承している。
⑨	R2年11月24日	委員会事務調査申し出の提出 ¹	「これで事務局は休む暇はないでえ」と発言	→パワハラではない	・調査申出書を書き換え「分割小出しにせよ」との事務局の求めに対し、田中が「このまま順番に審議すれば済む話」と応じたやりとり。
⑩	R2年12月2日	委員会事務調査申し出の提出 ²	40分ほど押し問答	→パワハラ、不当要求なし	・申出書を分割する理由について事務局Aは「1枚ずつ別の紙に書いてくれないと、1日で全部審議しなければならぬ」と思い込む議員がいて困るから」などと説明。田中は「常識的にそんな馬鹿なことを思い込む議員はいないはず」と応じた。事務局Aは「じゃあ、そんな馬鹿な議員はいないと言えますか？」と問いかけ、田中は「言えますよ」とおかしなやりとりもあった。分割の理由が変だった。
⑪	R2年12月2日	一般質問申出書書式について	事務局の清書を拒否	→パワハラなし。事務局が誤った要求をした	・何度かやりとりし、最終的には12月7日に10本の申出書を事務局に提出 ・この頃の申出書はワードと下線図形を重ね合わせた書式になっており、きれいにまとめようとすると1行毎に改行マークが必要だった。「書式を改めた方がいい」と提案したら事務局Bが「こちらで清書しますので原稿ください」と言う。「そんなことしたら誤記の元だから」と断った。転記ミスはよくある危険行為。議長らにも伝えるため「文字の打ち直しはミスの元」と手書きメモを残した。
				・悪影響	・案の定、ある議員は後日、一般質問通告書に名前を誤記された。事務局ミスだったが、配布文書を見た田中が気づき「名前を変えたの？」と尋ねると彼は「しまった！よく見てませんでした」
				・結局は改善	・申出書は手書きする議員もいた。事務局は「同封の通告書に記し」と指示していた。令和5年9月から、ワードの下線は廃止され、指示も書き換えられた。
⑫	R2年12月9日	議会運営委員会における委員長の宣言	わけのわからないことを言うのとさらに怒る	→指摘の物言いはない	・事前の召集状に記された議題（付議案件）にはなかった「会議録作成録音の聴取」問題が当日になって突然入ってきたため事務局Aに「なぜ追加したか」と質した。この問題は田中自身が調査を申し出した案件なのに事前連絡がなかったため、当日資料をそろえる準備ができなかった。他の委員も予習できなかった。
				・委員長も知らされず	・梶川委員長も終了後「まさか今日（事務局が）付け加えるとは知らなかった」と打ち明けた。

⑬	R2年12月10日	手渡さなかつた件について	あなたのことは恐いんです	→パワハラなし。むしろ田中への嫌がらせ	・梶川委員長は、田中の調査申し出しについて「10本出ると聞いたがもらっていない」と言うので、田中事務所で書類を手渡した。その後事務局でコピーをもらい、委員長に手渡さなかつたことなどについてやりとり。居合わせた二見、児玉議員らが大ききな声で「パワハラになるぞ」などと威圧し、事務局Bは「田中が恐い」などと言いつつ出した。その最中に梶川委員長が訪れ、田中の指摘した通り「申出書がないので（手元で読み込むため）コピーを下さい」と事務局に求め持ち帰った。
⑭	R2年12月10日	不明	事務局は静まり返る…異様な雰囲気	→パワハラなし	・この日だったか別の日だったか、事務局Bは「田中の眉間のシワが恐い」とも。 ・議事運営の学習のため事務提を事務局で読んだ。デスクがないため、議員が雑談のため着座する窓際の椅子に逆向きに腰掛けてメモを取った。本は事務局員にすぐ返却できよう、事務局員の目前で読み込んだ。通常、議事録などを閲覧する場合でも田中はなるべく事務局内で立ったまま（時には1〜2時間）読みメモ等コピーする。事務局に雑談用の椅子はあるが、読書やノートをとるデスクはない。
⑮	R3年1月7日	委員会開催内容情報収集の事前	委員長、議長と話す	→パワハラ、不当要求なし	・次回議運について梶川委員長、益田議長と面談した。議長は「議運委員にも秘密」と不可解なことを言った。梶川委員長は「議長と事務局長が…」と主体性のない態度だった。通常なら開催通知があれば事務局は議題の概略を説明するが、この時はなかった。後に問題となる倫理条例の拡大解釈の件だった。
⑯	R3年1月21日	失礼な発言	委員長は副委員長と事務局の操り人形だ	→議員同士のやりとり。事務局パワハラではない	・倫理条例問題で反対意見が相次いでいたのに梶川委員長が「決めます」と宣言して会議を終結させた。事務局Aと二見副委員長が委員長を挟み込むようにして机上の次第書を朗読するよう指示した。議員を無視し次第書に従う委員長を見るに堪えかねて田中が注意した。木田議員は「委員長に失礼だ」と叫んだ。
⑰	R3年2月19日	全員協議会とその後やりとり	田中は不規則発言を行った	→パワハラ・不当要求なし。議事混乱	・2月18日、梶川委員長と面談。田中「あすの全協で報告する時、1.21議運で反対があつたことをちゃんと報告してください」▼梶川「そうするには事務局Aに（台本を）書きかえなさい」といけなさい▼田中「全会一致であつたかの報告だと虚偽報告になる」▼梶川「ちよつと（事務局と）相談して…」▼田中「委員長自身の手紙で正直に報告を」▼梶川「ええ…」などと、委員長自ら事務局と副委員長の指示がないと動けない状態であることを認めていた。
⑱	R3年3月25日	委員会事務調査申し出の提出5	なんで分かんのかと怒り出す	→パワハラ行為ではない。怒っていない	・ともにも不当な児玉副議長長の動議と益田議長長の議事運営により、怒号の中で倫理条例に関する「申し合わせ」が決められた。質疑や討論を準備していた複数の議員の発言権も奪われ、彼らに不満を残した。議長、副議長長の行為こそ議員に対するハラスメントといえる。当日及び後日、議長らに抗議した。（※資料B） ・申出書をめぐりやりとりで怒ることはない。文章の意味を粘り強く説明した。人事案件で顔写真を提供する申し合わせは、その根拠、経緯など不明なことが多く、議員・町民により分かりやすい提案となるよう、あれこれ可能性を議論した。

19	R3年4月 2日	議長室	30分在室して帰った	→議員間やりとり。 パワハラなし	・児玉副議長に「2.19全協で出した動議は会議規則48、50条に違反している」と指摘したが、本人は条文を知らずに動議を出したとのこと。怒るでなく「あきれた」と言うのと、児玉副議長は「あきれられて結構」と答えた。
20	R3年4月 26日	議長室2	文書を提出し30分程度在室	→議員間やりとり。 パワハラなし	・議長に文書を手渡し、民主的な議事運営をするよう求め話し合った。
21	R3年6月 21日	監査請求と一般 質問	事務局員失格じゃあ と怒り出す	→議員質問への介入 に対し注意した。パ ワハラではない	・「固定資産税課税誤り」について一般質問通告書を提出したところ、事務局が「答弁が出るかどうか」などと内容に口出ししたため、「執行部を代弁するかのよ うな発言はチェック機関の一員としてふさわしくない」とたしなめた。益田議長も 質問内容に「執行部に付度する態度だったため注意した。住民監査請求が出てい る問題を議会が取り上げなければ信頼を損なう。いたずらな 適度な緊張ある執行部監視が議会の最大任務だと強調した。
22	R3年7月 29日	委員会のイン ターネット中 継に関する意 見	事務局員が容喙す るかまた怒る	→議員活動への介入 を注意した	・議会運営委員会の前日、田中が梶川委員長に会って議事運営などを話したことにつ いて、事務局Aは「会ったんですか、前の日に、そんなことはない方がいい」 などと咎めたため、議員同士の話し合いに介入しないよう注意した。
23	R3年7月 29日	個人情報の目 的外使用	事務局での意見交 換	→パワハラ、不当要 求なし	・ネット配信の先例として、田中が大竹市議会を電話取材して聞き取った内容などを 説明した。数千円のカメラを購入し、本会議だけでなく委員会にも設置した。こ と、職員の手間はかかっていないことなど大いに参考にして、府中でも可能性を検 討すべきだ、などと話した。不当要求ではなく議会改革の前向き検討。2.19全協に ついて議員同士で議論した。
24	R3年7月 30日	災害対策特別 委員会の開催 時期について	邪魔をするなど怒 り出す	→指摘の言動はな い。事務局が一方的 に拒絶した	・災害特別委員の早期の開催を事務局Aが拒むため、やむなく自主勉強会の開催を決 めた。全議員の出席が予想されるため、当該部長からも「事務局を通じて全議員に 連絡してもらった」とアドバイスがあった。開催期日が迫っておりメールを通じ た議員連絡を事務局に要請した。議員の行政調査活動であり、目的外利用でも不当 要求でもない。事務局Aは部長のアドバイスを「出過ぎた行為」と怒って非難し、 メール連絡を拒絶した。田中の方は怒ったりしていない。
10	R3年7月 30日	災害対策特別 委員会の開催 時期について	議論はしないと拒 否したら興奮して 何か言っていた	→興奮などしてい ない。パワハラなし	・事務局が執行部の都合などとして災害特別委員の早期開催を拒否したが、田中が当 該部に確かめると「できる」との返答で8月5日の自主勉強会開催が決まった。特別 委員長も「開催しようとしたが事務局Aが難色を示した」という。自主勉強会開 催は強要でも何でも何でもない。災害の実情を町民に早く知らせる議会の行政調査活動。 (※別紙3のLINEやりとりにも)。このころ児玉副議長は田中に対し「予算要求で 多忙になる時、無理強いするとパワハラ」との趣旨の注意をした。

②⑤	R3年9月 27日	要望メールの 転送拒否		→何がパワハラ行為 なのか不明	・事務局が、議員活動（政治活動ではない）としての議員勉強会呼びかけにメール発信を拒否して間もない時期に、議会外からのメール（発信者の正体不明）をノーチェックで議員に転送してきたため、ちぐはぐさについてやりとり。事務局方針にあいまいな所があるため、外部からの宣伝メール（中国の宗教関係のものもあり）や、議会内部・議員同士の連絡をどうするか、ウィルス対処などを整理すべきでは、など民間企業の例などを説明しながら論議した。
②⑥	R3年10 月4日	要望メールの 転送拒否2	便宜を図れと怒 鳴って	→指摘の物言いはな い。	・メール転送の慣行改善について話す中で、事務局Aは「たとえ共政会からのメールでも外部依頼には便宜を図る」と強調したため「それはおかしい」と何度も質した。メール活用問題は田中が全議員に問題提起した。後に外部メールのノーチェック転送は取り止めとなった。（※資料C）
②⑦	R3年10 月7日	議長と面会要 求		→議員間やりとり。 事務局無関係	・議長室で議員同士が話し合った。「暴力団ならオッケー」文書（※資料C）
②⑧	R3年10 月15日	委員会等の日 程開示につい て	できないと答える と怒り出す	→指摘の言動はな い。 ・事務局の嫌がらせ →何が嫌がらせ？な のか不明	・社会福祉問題で議員勉強会を計画したため、日程でダぶる可能性のある災害特別 委との調整を図ろうと事務局に日程状況を尋ねた。事務局は質問に質問するなど で、なかなかかはさずきりしりしないため、具体的な調整をしようとした。 ・事務局Aは特別委の委員長らに「田中らに日程を言うな」と口止めしていた。 ・議員の資料請求の問題を論議した際「平成12年5月1日委員長会議」と記された記 録があり、その存在の可能性を探って事務局Aと話し合った。事務局の動きが鈍い ため田中が和多利元議長らにも取材した。（結局不明だったが）
②⑨	R3年11 月19日	不明（嫌がら せ？）		・対応が二転三転す る事務局をただすと 逆ギシ	・議員の資料請求が無料になる「申し合わせ」について、事務局Aと数週間にわ たって話し合い考えてきた。この間、事務局Aは「直接各部署に言ってもええば出 すでしよう」→「議員が担当者に接触する前に申し出なければだめです」→「執行 部側が内容で有料か無料かを判断する」→「情報公開請求の申請書を出したら適用 外（有料）になる」と見解がコロコロ変わるの、制度が始まった時の「平成12年 5月1日委員長会議」の資料を確かめる必要に迫られた。その過程でAから「あなた とは話したくない」「帰ってくれ」などと言われ、調査探索が十分でできなかった。
③⑩	R3年12 月8日	来年度予算説 明	建設委員会	→何がパワハラなの か不明。不当要求も ない	・議会の増額要求などしていない。むしろ逆の意見だった。広報紙は「増ページ できないので内容を増やす」という事務局A説明だったので「内容の充実が先決だろ う。それであってこそ予算増だ」と述べた。議会報に議員の賛否一覧表（いわゆる星 取表）を掲載することでも事務局Aが「議会報特別委だけの問題。全議員には問わな い」とするの「全議員活動に関する問題であり、他都市ではもめるともある。 事前に議員全員で話す方がいい」と強く意見した。（結局、翌年5月全協で説明）

					事務局員が乱暴なるまい				・この委員会終了間際に話し合いを求めるとする田中と退室しようとする事務局のやりとりがあり、直後に事務局Bが「やっとなれるかい」と叫んで書類の束を田中に向かって投げつけた。Bは翌日、委員会委員の前で謝罪した。議論が深まらなかった。
③①	R3年12月15日	議会運営委員長への発言	「どんだけ大声だせば」「事務局近いんじゃない」		→議員同士のやりとり。事務局パワハラなし				・議員の発言を無視して閉会宣言した梶川委員長に抗議した。聞こえない様子をみせるので「委員長！」「聞こえてないのか」などと声を大きくせざるを得なかった。ただ二人の関係は、実際に梶川委員長が田中事務局を訪れたり、田中が梶川宅を訪れることはよくあり、振り返ったり次の会議について話し合う機会は今も多い。
③②	R4年1月5日	「同会の規定」の解釈について	「あんたの頭脳構造を疑う」1730近くまで事務局で文句を言っている		→パワハラも不当要求もなし				・県町議会議長会の設置に関する規定なのか、研修会の開催に関する規定なのか、「同会の規定により1期及び2期議員を対象」の意味も巡ってやりとりをした。研修テーマがインターネットだったため「新人よりITに不慣れた多選議員に必要では」などと雑談方々話した。「頭脳構造うんぬん」は、かたくなな意見のぶつかりあいだ「侮辱か」「そっちこそ」などの応酬の中の発言と思われ。人格否定ではなく思考回路、考え方の道筋の指摘だった。「ほかの議員の悪口を言い続ける」とはしていない。どんな悪口か？
③③	R4年4月1日	西山副議長に対する発言			→議員同士のやりとり。事務局パワハラなし				・益田議長が3月定例会で根拠も示さず「議事進行は認めません」と田中発言を封じたことについて、西山副議長に「議事整理権の濫用」を指摘した。議長に権限があるからこそ「濫用」せず正當に使おうとの呼びかけ。西山副議長は「議事整理権」と話した。この日は府中公民館の開館式に全議員が出席した後、西山副議長の方から「議事進行の件で話をしましょう」と田中を誘ったため、議長室へ同行した。
③④	R4年8月29日	政務活動費条例の改正について	あんたは異常じゃと何度も発言		→パワハラ行為ではない				・政務活動費条例改正案が町長提出議案でいいのか、手続き上の議論があった。改正内容は議員出張の旅費枠を拡大するなど多分に政策的であり、発案も議会側だったため議員（議運）提出とすると自然で分かりやすい。異例の町長提案とする理由については質疑討論の省略を議長が促すので議論があるならなるべく協議会で」と、これも異例の発言抑止を呼びかけた。田中は本会議軽視発言を注意した。この件は町長側も疑問を感じ、後の議会休憩中に町長が事務局Aに「そんならわしや出さんで」と色をなす場面もあった。議案の提案方法としても議事運営としても事務局のお膳立ては相当異常だった。これを注意するため「あなただけのやり方は異常」という意味の指摘を含め、提案趣旨、全会一致慣例なども巡り厳しいやりとりをした。
③⑤	R5年9月8日	全会一致原則の主張	堂々めぐりになる（録音データあり）		→何がパワハラか不明。不当要求なし				・長期欠席の報酬削減に関する条例改正の審議についてやりとり。通常だと開かれる全協の日程や、全会一致による議決の慣例などを確認しようとした。（※資料D）

13 ページ

○府中町議会事務局規程

昭和50年3月29日議会事務局告示第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、府中町議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等について必要な事項を定める。

（職員）

第2条 事務局に次の職員を置く。

事務局長

次長（必要に応じ置く）

課長補佐

主査

主任主事（必要に応じ置く）

主事

第3条 削除

（職務権限）

第4条 事務局長は、議長の命を受け議会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は上司の命を受け、議会の事務を掌理する。

3 課長補佐は上司の命を受け、命じられ事務を掌理する。

4 主査は上司の命を受け担当事務を掌理する。

5 主任主事は上司の命を受け、命ぜられた事務を掌る。

6 主事は上司の命を受け、事務に従事する。

（以下略）

議会運営委員会会議録（第3回）（抄）

1 招 集 日 時 令和2年12月9日（水）午前9時30分
（略）

委員長

冒頭に、議会運営について委員長から確認する。

第1に、議会運営のルール尊重・遵守について。「議会運営に関する要綱」と「議会運営に関する申し合わせ」は、町議会の議運、全協において協議を重ね、積み重ねたものだが、初議会や11月の全協においてこれらを見無視するような発言が見られる。要綱や申し合わせに異論がある場合は、「事務調査申出書」を提出すれば議運で検討をする。その上で改正が決定されれば、ルールは新しく変更になる。それまでは、既存のルールは有効であり、それを遵守する必要があるので、これを確認する。

次に、議会事務局職員に対し、本委員会委員が長時間威圧的な言動を繰り返していることは問題である。

議員は、職員に対し敬意をもって接し、良好な人間関係と協力関係を保つ必要がある。侮辱的な言動や嫌がらせ、乱暴な言動の類により、職員を身体的・精神的に傷つける行為は、パワー・ハラスメントの可能性がある。

パワハラは、一般社会はもとより、言論の府である議会においてはなおさらあってはならない。威圧的な言動は、そう疑われることを含め、厳に慎まなければならない。また、この委員は、威圧的な言動を行っている際に、議会事務局長が議会運営を取り仕切っているかのような発言もしている。議長、各常任委員会の委員長、議運の委員長なども事務局長と相談することはあるが、決して言いなりになっているわけではない。事務局長の助言を参考にし、それぞれの職務の責任により自分で判断し、議員へお諮りしている。

議会運営委員会はもちろん、同席の正副議長も議会全体として、以上2点を許すつもりは全くない。各委員にも、こういった行為を許す者はいないと思うので、これを確認して議事に入る。

（議事進行）

田中委員

今の確認は自分に対してのものか。

委員長

それを含め、全体に対し申し上げた。

田中委員

ありがとうございます。反省すべきところがあれば反省する。対応すべきところがあれば私も対応する。直接私に言ってほしい。

さっきの文を後でください。

議会運営委員会会議録（第1回）（抄）

1 招集日時 令和3年1月21日（木）午前9時30分
（略）

委員長

他に意見は。

ないようなので、本件については適用することとし、議員の申し合わせに加えるものとして全員協議会へ提出することと決したい。ご異議は。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

委員長

そのように決する。（田中委員不規則発言：聴取不能。）

以上で、議事日程のすべてを終了したので、閉会とする。

<午後0時4分 委員会 閉会>

（略）

（選挙及び表決時の発言制限）

第51条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（略）

第8章 表決

（表決問題の宣告）

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

第68条 （略）

（条件の禁止）

第69条 表決には、条件を付することができない。

（挙手による表決）

第70条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第71条～第74条 （略）

（表決の訂正）

第75条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第76条 議長は、問題について、異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、異議があるときは、議長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第77条 （略）

令和3年第2回府中町議会全員協議会

会 議 録 (抄)

1. 開 会 年 月 日 令和3年2月19日 (金)

(略)

~~~~~  
○議長 (益田芳子君)    全員協議会を再開します。

続いて、第7項、「府中町議会政治倫理条例」に規定する政治倫理基準の適用についてを議題といたします。

この案件につきましては、私のほうから諮問し、去る1月21日の議会運営委員会において御議論をいただき、御了承いただいたものでございます。

それでは、詳細について説明をお願いします。

議会運営委員会、梶川委員長。

○議会運営委員長 (梶川三樹夫君)    それでは資料を御覧ください。「府中町議会議員政治倫理条例」に規定する政治倫理基準の適用についてということで、これを申し合わせに加えることについて、議会運営委員会で検討いたしました。

府中町議会議員政治倫理条例第3条に規定する、議員が遵守しなければならない政治倫理基準には次に規定する行為を含む。

1. 府中町不当要求行為等対策要綱第2条に規定する行為。

2. 府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱第2条第5号に規定する問題を発生させる行為、ということです。

次の2ページには、政治倫理条例の第3条が示してあります。議員は次に上げる政治倫理基準を順守しなければならないと規定され、これに第6号まで例が示してあります。

次の3ページと4ページが、不当要求行為等対策要綱の引用部分が示してあります。ここは不当要求行為等とは何か、また要綱中の言葉がそれぞれ何を示しているのかをきちんと規定する必要から、このように長くなっています。

続いて、5ページはハラスメント防止等に関する要綱です。第2条に定義規定があり、第5号にハラスメントに起因する問題が規定してあります。

これらの要綱は、合同訓令であり、町長部局だけでなく、議会も対象となっております。

今回提出された申し合わせ案は、議員の皆さんは現在でも当然こういった行為をしてはいませんが、もしこれらの行為があったときは、議会は自ら自立権を発動させるべきですので、要綱とは別に政治倫理基準を適用することを申し合わせることにによって、こういったことが起こらないようにすることを目的とするものです。

なお、委員会の議論の中で、条例改正を行うべきというお話もありましたが、現在の規定でも当然してはいけないことでもあり、個別具体の禁止事項を条例に記載するより、倫理基準を守る対象である議員が申し合わせで確認するのが適當ということになっております。

説明は以上でございます。

府中町議会議員政治倫理審査会資料2-3（審査会には必ずお持ちください）

=配達証明= =親展=

〒735-8686

広島県安芸郡府中町大通3丁目5-1（安

府中町議会議長 梶川 三樹夫

府中町議会議員政治倫理審査会 委員長 力山 彰殿



133-86-50559-1

〒732-0824

広島県広島市南区的場町1-2-16

グリーンタワー5階

勁草法律事務所

弁護士 片島 由賀、弁護士 西丸 洋平



受付通番：G00887206000100001 号

## 申入書

拝啓、時下益々ご清祥のことと存じます。突然手紙を差し上げる無礼をお許しください。当職らは、田中伸武氏（以下「依頼人」といいます）の書面作成代理人として貴殿らに対し、以下の通り通知いたします。

1 貴町議会では、依頼人の議会事務局職員に対する言動が不当要求やパワーハラスメントに当たるかどうかという件（以下、「本件」といいます。）について、政治倫理審査会（政倫審）で審査を行うことを決定し、令和6年1月9日に第1回政倫審を開催し、以後定期的に開催される予定となっております。

2 しかし、政倫審の審査については、以下のような懸念や問題点があると考えます。

(1) そもそも政倫審の委員の構成に偏りがあり、審査の公平性に問題があること

貴町条例では、政倫審の委員は議会運営委員会の委員が務めることになっていますが、同委員9名のうち、8名が本件審査請求の請求人として関与をしています。請求を申し入れている議員自体が審査や判断に関与することになり、そもそも公正・公平な判断が可能か、疑問があります。

(2) 被害者とされる事務局職員が政倫審の事務局を務めること

また、この度本件で被害者とされる事務局員が議会運営委員会の担当であるため、政倫審の事務局も務めることになります。当事務局員は議会運営委員会の委員と日頃より懇意にしていることから、政倫審の委員が当事務局員に肩入れすることで、(1)の事情に加えてさらに判断に偏り・歪みが生じる恐れがあります。

(3) そもそも不当要求やパワーハラスメントにあたるか疑問に思われる言動も混じっており、客観的証拠によらず事実認定ができるのか疑いがあること

不当要求やパワーハラスメントにあたるかどうかの言動については、令和5年12月25日付け審査請求書別紙2に記載されていますが、依頼人が作成した答弁書記載の「主張・説明」にもあるように議員間の議事運営の透明化を求める・議論の活性化や迅速な議会対応などの提案に関する冷静な意見交換で不当要求・パワーハラスメントにあたるものではなかったり、指摘のような言動自体が存在しないものが複数含まれています。

このように言動自体の存在も含めて事実関係について争いがあるものについて、客観的な証拠によらずして判断ができるのか疑義があります。

さらに本件については、多少録音データが残っているものはあるものの、依頼人の開示申し入れに拘わらず応じられていません。それ以外の証拠としては、本件各行為が行われたとされる時期に居合わせたとされる議員等の証言が中心になりますが、大半が本件について審査請求の申し入れに関わっている議員であり、上記(1)の事情を踏まえると公正・公平な証言を得られるかも疑問があります。

録音データについては一部を切り取ったものではなく開示を求めるとともに、本件審査請求の申し入れに関わっていない人物がいればその証言聞き取りを行うことを求めます。

(4) 対象各行為が、府中町不当要求行為等対策要綱・府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱が議員の遵守内容に加わった時期からみて、遡及適用になり不当である



本件については「府中町議会議員政治倫理条例」に規定する政治倫理基準の適用にあたり、府中町不当要求行為等対策要綱第2条に規定する行為・府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱第2条第5号に規定する問題を発生させる行為（令和4年2月10日一部改正）を含むとの申し合わせに基づく判断を行うものと思われます。

しかし、本件申立ての対象となるとされる依頼人の言動はそれ以前である令和2年9月28日から令和3年2月19日当日までのものを含んでいます。

そのため、上記申し合わせに基づき令和2年9月28日から令和3年2月19日までの言動が議会事務局職員に対する不当要求・パワー・ハラスメントに当たるかどうかを判断するのは、当初適用基準とされていなかったにも拘わらず後から基準の対象に含めることで遡及的に判断対象とすることになります。そのため、上記申し入れに基づく判断対象となる言動は令和3年2月19日以降の言動に限られるべきです。

- (5) 本件で対象とされている不当要求・パワーハラスメントにあたるとされる言動が令和2年から3年にかけてのものに集中しており、あえて改選の時期を狙って申し入れをしていると考えられること

本件で対象になっている依頼人の言動は令和2年9月28日から令和5年9月8日までのものであり、そのうち令和3年中までの言動が31件と9割近くを占めています。

依頼人の議会事務局職員に対する不当要求・パワーハラスメントに該当するというのであれば、本来であれば令和4年か5年には政倫審を開催するよう審査請求すべきであったところ、その間特に対応することなく、府中町議会議員の改選の年である本年に審査されることを狙って、あえてこの時期に審査請求したのと考えられます。この点では審査請求議員の方々の政治的な意図を感じざるを得ません。

- 3 令和6年1月23日には第2回の政倫審が開催され、依頼人からも事情を聴取されると思われます。ただ、令和6年1月9日に開催されました第1回政倫審で、委員長に選任された力山彰議員は上記申し合わせについて、政治倫理基準違反を不当要求、ハラスメントに限定して定義するものではなく、政治倫理条例の基準に違反すると政倫審で判断することも可能と述べています。しかし、上記のような解釈は政治倫理基準違反の判断基準がかえってあいまいとなり、政治倫理基準違反となる言動が無制限に拡大する危険があります。

政倫審の委員・議長の方々におかれましては、上記2(1)～(5)の懸念点が存在すること、また上記申し入れに基づく判断自体、政治倫理基準違反となる言動が無制限に拡大する危険があることも踏まえて、くれぐれも慎重な審理を求めるとともに、政治倫理条例第5条第7項にある通り公平かつ適切な職務遂行と公正・公平な判断を行っていただくよう、強く申し入れさせていただく次第です。

以上宜しくお願いいたします。

敬具

令和6年1月20日

通知人

広島県安芸郡府中町城ヶ丘5-7

府中町議会議員 田中 伸武

上記書面作成代理人

広島市南区の場町1-2-16

グリーンタワー5F 勁草法律事務所

弁護士 片 島 由 賀

同 西 丸 洋 平

被通知人

広島県安芸郡府中町大通3丁目5番1号

府中町議会議員 梶川 三樹夫 殿

府中町議会議員政治倫理審査会 委員長 力山 彰 殿

郵便認証司

6. 1. 20

この郵便物は令和 6年 1月20日  
第13386505591号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: G00887206000100001 号

3/3 頁

郵 東 分

6. 1. 20

12-18

